

地質調査業務共通仕様書 新旧対照表

改 定 前 (令和 2 年 1 0 月)	改 定 後 (令和 3 年 1 0 月)
<p>第 102 条 用語の定義</p> <p>31. 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は捺印したものを有効とする。</p> <p>(1) 緊急を要する場合は、ファクシミリまたは電子メールにより伝達できるものとするが、後日書面と差し換えるものとする。</p> <p>2) 電子納品を行う場合は、別途調査職員と協議するものとする。</p> <p>32. 「照査」とは、受注者が、発注条件等の確認及び解析等の検算等の成果の確認をすることをいう。</p> <p>33. 「検査」とは、契約図書に基づき、検査職員が地質調査業務の完了を確認することをいう。</p> <p>34. 「打合せ」とは、地質調査業務を適正かつ円滑に実施するために管理技術者等と調査職員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。</p> <p>35. 「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。</p> <p>36. 「協力者」とは、受注者が地質調査業務の遂行にあたって、再委託する者をいう。</p>	<p>第 102 条 用語の定義</p> <p>31. 「連絡」とは、調査職員と受注者の間で、契約書第 2 条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどにより互いに知らせることをいう。</p> <p>なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。</p> <p>32. 「電子納品」とは、電子成果品を納品することをいう。</p> <p>33. 「情報共有システム」とは、調査職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。</p> <p>なお、本システムを用いて作成及び提出等を行ったものについては、別途紙に出力して提出しないものとする。</p> <p>34. 「書面」とは、発行年月日を記録し、記名（署名または押印を含む）したものを有効とする。</p> <p>ただし、情報共有システムを用いて作成し、指示、請求、通知、報告、申し出、承諾、質問、回答、協議、提出する場合は、記名がなくても有効とする。</p> <p>35. 現行のとおり</p> <p>36. 現行のとおり</p> <p>37. 現行のとおり</p> <p>38. 現行のとおり</p> <p>39. 現行のとおり</p>

地質調査業務共通仕様書 新旧対照表

改 定 前 (令和 2 年 1 0 月)	改 定 後 (令和 3 年 1 0 月)
<p>37. 「使用人等」とは、協力者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずるものをいう。</p> <p>38. 「立会」とは、設計図書に示された項目において調査職員が臨場し内容を確認することをいう。</p> <p>39. 「了解」とは、契約図書に基づき、調査職員が受注者に指示した処理内容・回答に対して、理解して承認することをいう。</p> <p>40. 「受理」とは、契約図書に基づき、受注者、調査職員が相互に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。</p>	<p>40. 現行のとおり</p> <p>41. 現行のとおり</p> <p>42. 現行のとおり</p> <p>43. 現行のとおり</p>
<p>第109条 照査技術者及び照査の実施</p> <p>(5) 照査技術者は、特記仕様書に定める照査報告毎における照査結果の照査報告書及び報告完了時における全体の照査報告書を取りまとめ、照査技術者の責において署名捺印のうえ管理技術者に提出するものとする。</p>	<p>第109条 照査技術者及び照査の実施</p> <p>(5) 照査技術者は、特記仕様書に定める照査報告毎における照査結果の照査報告書及び報告完了時における全体の照査報告書を取りまとめ、照査技術者の責において記名(署名または押印を含む)のうえ管理技術者に提出するものとする。</p>
<p>第204条 成果物</p> <p>成果物は、次のものを提出するものとする。</p> <p>(3) 採取したコアは標本箱に収納し、調査件名・孔番号・深度等を記入し提出しなければならない。なお、未固結の試料は、1m毎又は各土層ごとに標本ビンに密封して収納するものとする。採取したコアの提出要否については、調査職員と協議するものとする。</p>	<p>第204条 成果物</p> <p>成果物は、次のものを提出するものとする。</p> <p>(3) 採取したコアは標本箱に収納し、調査件名・孔番号・深度等を記入する。なお、未固結の試料は、1m毎又は各土層ごとに標本ビンに密封して収納するものとする。採取したコアの提出要否については、調査職員と協議するものとする。</p>
<p>第5章 原位置試験</p> <p>第1節 孔内水平载荷試験(プレッシャーメータ試験)</p> <p>第501条 目的</p> <p>孔内水平载荷試験(プレッシャーメータ試験)は、ボーリング孔壁に対し、垂直方向へ加圧し、地盤の変形特性及び強度特性を求めることを目的とする。</p>	<p>第5章 原位置試験</p> <p>第1節 孔内载荷試験</p> <p>第501条 目的</p> <p>孔内载荷試験は、ボーリング孔壁に対し、垂直方向へ加圧し、地盤の変形特性及び強度特性を求めることを目的とする。</p>
<p>第502条 試験等</p> <p>1. 試験方法及び器具は、JGS 1421(孔内水平載</p>	<p>第502条 試験等</p> <p>1. 試験方法及び器具は、JGS 1531「地盤の指標</p>

地質調査業務共通仕様書 新旧対照表

改 定 前 (令和 2 年 1 0 月)	改 定 後 (令和 3 年 1 0 月)
<p>荷試験方法【地盤のプレッシャーメータ試験】によるものとする。</p> <p>3. 測定 孔内水平載荷試験（プレッシャーメータ試験）は、等圧分布載荷法又は等変位載荷法によるものとする。</p> <p>第503条 成果物 成果物は、次のものを提出するものとする。</p> <p>（4）試験の結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙のJGS 1421（孔内水平載荷試験方法【地盤のプレッシャーメータ試験】）により整理し提出するものとする。</p>	<p>値を求めるためのプレッシャーメータ試験」、JGS 3531「地盤の物性を評価するためのプレッシャーメータ試験」及びJGS 3532「ボアホールジャッキ試験」によるものとする。</p> <p>3. 測定 孔内載荷試験は、等圧分布載荷法又は等変位載荷法によるものとする。</p> <p>第503条 成果物 現行のとおり。</p> <p>（4）試験の結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙のJGS 1531「地盤の指標値を求めるためのプレッシャーメータ試験」、JGS 3531「地盤の物性を評価するためのプレッシャーメータ試験」及びJGS 3532「ボアホールジャッキ試験」により整理し提出するものとする。</p>